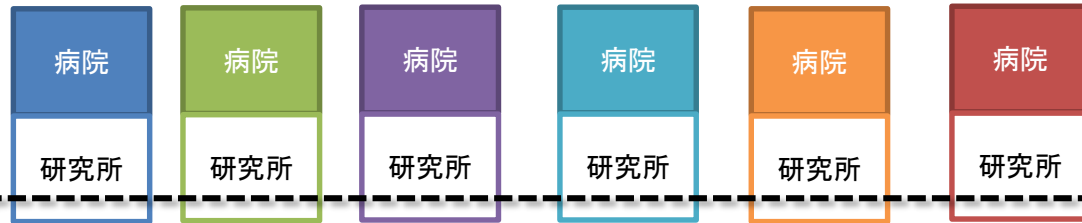


- 国立高度専門医療研究センター（以下、「NC」という。）は、国民の健康に重大な影響のある特定の疾患等に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行う機関として、平成22年度に独立行政法人化し、その後の独立行政法人改革により平成27年度に国立研究開発法人へ移行した。
- NCの組織のあり方については、医政局長の諮問機関として検討会を開催し、その役割について都度議論を行っており、直近では、2018年に検討会が開催され、「NCは国民の健康に重大な影響のある特定の疾患分野ごとの医療提供に中心的な役割を果たすとともに、病院を併せ持つ強みを最大限に生かした研究開発への取組は今後も継続すべきである一方、人口・疾病構造が急激に変化し、患者像が多様化・複雑化する昨今の情勢に対応するため、疾患横断的に取り組めるよう更なる連携と機能強化が必要なことから、当面は横断的な研究推進組織を6NCの内部組織として設置すべきであり、2020年度からの速やかな実現を目指す」との報告書が取りまとめられたところ。
- NCの将来的な組織のあり方は、我が国全体における臨床研究の実施体制の在り方等を検討しつつ、2020年度に設置された横断的な研究推進組織の状況や効果、課題の検証を行いながら、検討会で検討された組織類型の案も踏まえて可能な限り早期に結論を出す予定である。
- 現在、6NCの内部組織として横断的な研究推進組織（別添）を2020年度に設置すべく準備している。

NCが世界最高水準の研究開発・医療を目指して新たなイノベーションを創出するためには、有機的・機能的連携による疾患横断的な取組により、

- ・ 新たなニーズに対応した研究開発機能を支援・強化
 - ・ 6NC連携で効果的な研究開発が期待される領域の取組を支援・強化
 - ・ 6NC全体として研究成果の実臨床への展開を支援・強化
- するための研究支援機能を強化する組織体制を構築する必要



6NC研究支援組織

※研究支援組織センター長（リーダー）・センター員は各NCが協議して選任

センター長	取組	期待される効果
研究推進(データ基盤)部門	○ 新たなニーズに対応した研究開発機能を支援・強化 (例) バイオバンク、ゲノム、診療情報等が含まれる疾患横断的なデータ基盤の機能強化のための企画運営組織の設置	● 全ゲノム医療実現への取組を拡充 ● AIによる高精度な疾患横断的診断支援システムの開発
研究推進(共同研究)部門	○ 連携して行う研究領域の取組を支援・強化 (例) ・疫学・コホート研究の連携	● 全世代コホートを活用した加齢性疾患(認知症等)の病態解明 ● 健康長寿社会の実現に向けた総合的な提言(費用対効果、全人的医療の必要性等)
研究支援(広報)部門	○ 研究支援(広報)機能の強化 (例) 研究に関する情報発信、メディアセミナー	● 新たな外部資金の獲得 ● 国際研究機関等との連携推進
研究支援(知財・法務)部門	○ 研究支援(知財・法務)機能の強化 (例) リーガルチェック(助言) NC間と個別企業のマッチング機能窓口	● 共同研究の起点 ● 新たな技術の導出、社会実装の効率化 ● 知的財産管理能力の向上
研究支援(人材育成)部門	○ 研究支援(人材育成)機能の強化 (例) 大学等との連携や、連携した大学等との講座・研修の実施を支援	● 採用確保困難職種確保に資する ● 現在在職している人材の質の向上

国立高度専門医療研究センターのこれまでの経緯等①

- 国立高度専門医療研究センター（以下「NC」という。）は、政府の方針に沿って平成22年度から国立高度専門医療センター特別会計を廃止した上で独立行政法人化され、平成27年度からは、より一層の研究開発の推進を図るため、国立研究開発法人となり、現在に至っている。

終戦後

S20 国立病院・国立療養所発足

旧陸海軍病院（53施設）、傷痍軍人療養所（146施設）及び結核療養所（S22年～ 93施設）の移管を受け発足

国立病院の機能の充実

S37.2.1 国立がんセンター設置

我が国のがん対策の中核的機関として設置。H4.7.1には、国立病院・療養所の再編成の一環として、国立柏病院と国立療養所松戸病院とを統合して国立がんセンター東病院を設置。

S52.6.1 国立循環器病センター設置

我が国の循環器病対策の中核的機関として設置。

S60.3.29 国立病院・療養所の再編成・合理化の基本指針（閣議報告）

三 実施体制の整備

（一）前記二（※政策医療）の役割を果たすため、国立病院・療養所を次のように類型化し、必要な医療スタッフ及び施設設備を配置する。

ア ナショナルセンター

高度先駆的医療の実施、臨床研究、教育研修、情報発信等の全国の中心機関として、既存のナショナルセンターの充実を図るとともに、時代の要請に応じて新たなナショナルセンターの整備を検討する。

S59年度

S61.10.1 国立精神・神経センター設置

国立武蔵療養所、同神経センター、国立精神衛生研究所を統合し我が国の精神・神経疾患対策の中核的機関として設置。S62.4.1に国立国府台病院と統合。

S61年度

国立高度専門医療研究センターのこれまでの経緯等②

H
5
年
度

H5.10.1 国立国際医療センター設置

国立病院医療センターと国立療養所中野病院を統合し、我が国の医療分野における国際貢献の中核的機関として設置。

H
9
年
度

H9.12.3 行政改革会議最終報告

(3) 施設等機関の見直し

各省庁等の国の行政機関には、現在、〔中略〕、医療厚生施設、〔中略〕等の各種の施設等機関が置かれている。これらの機関については、真に国として必要なものに限定し、それ以外のものについては、民間や地方への移譲を進める必要がある。

また、国の機関として存置する必要性の認められるものについても、中央省庁の再編と併せ統廃合を行うとともに、それぞれの機関の性格に即応して、独立行政法人化を検討する必要があるが〔以下略〕

〔略〕

ウ 国立病院・療養所の組織・運営の見直し

国立病院・療養所については、積極的・主体的な効率化や サービス向上、各施設の連携・協力による自律的な活力の維持・増進、各施設の経営内容の公表及び適切な評価を基礎とした経営の改善などが求められている。

このような要請に応え得る組織とするため、高度かつ専門的な医療センターやハンセン病療養所等を除き、独立行政法人化を図るとともに、〔以下略〕

H
10
年
度

H10.6.9 「中央省庁等改革基本法」成立

第43条

3 政府は、国立病院及び国立療養所に関し、国の医療政策として行うこととされてきた医療について、地方公共団体への委譲、統合又は廃止を推進すること等により、その再編成を一層促進するとともに、国として担うべき医療を行う機関の間の緊密な連携を阻害しないよう留意しつつ、高度かつ専門的な医療センター、ハンセン病療養所等特に必要があるものを除き、独立行政法人に移行すべく具体的な検討を行うものとする。

H
13
年
度

H14.3.1 国立成育医療センター設置

国立大蔵病院と国立小児病院を統合し、成育医療の機関となるべき先導的施設（国立成育医療センター）を設置。

国立高度専門医療研究センターのこれまでの経緯等③

H
15
年
度

H16.3.1 国立長寿医療センター設置

国立療養所中部病院及び長寿医療研究センターの機能の充実強化を図り、我が国の長寿医療分野の中核的機関として設置。

H
17
年
度

H17.12.24 行政改革の重要方針（閣議決定）

（特別会計改革）

国立高度専門医療センター特別会計については、借入金の処理等事業運営に必要な措置を講じつつ、平成22年度に、国立がんセンターなどを独立行政法人化し、同特別会計を廃止するものとする。

（総人件費改革の実行計画）

[重点事項]

・非公務員型独立行政法人化等（森林管理、国立高度専門医療センター等）

H
18
年
度

H18.6.2 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」成立

第33条 国立高度専門医療センター特別会計は、平成22年度において廃止するものとする。

2 国立がんセンター、国立循環器病センター、国立精神・神経センター、国立国際医療センター、国立成育医療センター及び国立長寿医療センターは、国立高度専門医療センター特別会計の負担に属する借入金に係る債務の処理その他これらの機関の事務及び事業の適切かつ安定的な運営を維持するために必要な措置を講じた上で、独立行政法人に移行させるものとする。

（略）

第50条 国有林野事業の実施主体及び国立高度専門医療センターについては、第28条及び第33条第2項に規定するもののほか、特定独立行政法人以外の独立行政法人への移行を検討し、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

国立高度専門医療研究センターのこれまでの経緯等④

H18.6.30 「国の行政機関の定員の純減について」（閣議決定）

〔業務見直し等の内容〕（国立高度専門医療センター関係）

- ① 国立高度専門医療センターについて、今後ともナショナルセンターとしての機能を的確に果たせるよう、必要な制度的・財政的な措置を講じた上で自律的かつ効率的な事業運営を行うことにより、その機能の充実発展を図りつつ、非公務員型独立行政法人とする。これにより、国立高度専門医療センター関係5,629人について、5,600人程度を純減する。
- ② 以上のほか、次の見直しを行う。
 - 一 法人化後を含め、業務の効率化や債務返済計画等について検討し、必要な措置を講ずる。
 - 一 法人形態の検討に当たっては共通業務の合理化・効率化に留意するとともに、法人化後は、法人形態の如何を問わず中期目標の下で業務運営の効率化を図る。

H19.5月～6月 国立高度専門医療センターの今後のあり方についての有識者会議

独立行政法人化に向け、6つのNCに共通する役割等の基本骨格について検討するため開催した。法人形態については、政策課題を効果的・効率的に達成できるようにするため、NCごとに法人化する必要があるとされた。

H22.4 「高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律」施行

- 6つのNCがそれぞれ独立行政法人に移行することとなった。
- 附則第24条 政府は、この法律の施行後3年以内に、その業務として研究及び開発を行う他の独立行政法人の見直しその他の独立行政法人に関する制度の見直しの状況を踏まえ、国立高度専門医療研究センターの業務についての社会的な評価を含む業務の実施状況その他この法律の施行の状況を勘案し、国立高度専門医療研究センターの組織及び業務について、独立行政法人として存続させることの適否を含めた検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

H
19
年
度

H
22
年
度

国立高度専門医療研究センターのこれまでの経緯等⑤

H
23
年
度

H24.1.20 「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（閣議決定）

高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成20年法律第93号）の附則第24条の規定に基づき、この法律の施行後3年以内に、独立行政法人として存続させることの適否を含めた検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとされている。その際、医療や創薬に関係する他の研究所との統合や機能面による再整理も含め、既存の枠組みにとらわれない検討を進める。

H
24
年
度

H24.7月～12月 「国立高度専門医療研究センターの在り方に関する検討会」

NCについて、法律附則や閣議決定を踏まえてNCの在り方を検討するため開催した。NCの役割、機能・業務、組織等についての論点・意見の整理が行われた。

〔組織のあり方に関する主な意見（抜粋）〕

- 6NCには色々なタイプがあり、まとめて1つにして、全て先進的なことを集めるということは難しいので、それぞれが特化して、世界に伍することのできる研究と診療をそこで開発すべき。マイナンバーなり電子カルテの一元化が実現すれば6NCが一体として機能するものの、それがない状況では研究も進まない。今のままでは6法人を1つに束ねるのは難しい。
- 6NCはそれぞれ意味があったかもしれないけれども、外国から見ると奇異。1つのまとまったものがあるべき。日本版NIHが望ましい。バーチャルでもいいから、インテグレーションのできた組織にすべき。
- 6NCを全部くっつけるのはさすがに乱暴だが、他の研究所のライフサイエンス部分は切り取って、NIHにつけるぐらいのことを本当はやらなければいけない。もう一遍国立に戻しても良いのではないか。

H
25
年
度

H25.12.24 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（閣議決定）

- 独立行政法人制度の見直しにより、
 - ①中期目標管理型の法人
 - ②研究開発型の法人
 - ③単年度管理型の法人に分類し、法人の分類に即したガバナンスを構築していくこととされた。
- NCについては
 - ・ 研究開発型の法人とする。
 - ・ 6法人間において、共同して実施した方が効果的・効率的な業務の共同化や人事交流を更に推進する。
 - ・ 分野横断的な疾患や未知の疾患などその時々の方策課題により柔軟に対応し、研究開発力の一層の向上を図る観点から、将来的には、6法人の統合など国立高度専門医療研究センター全体としての組織の在り方について検討を行う。

国立高度専門医療研究センターのこれまでの経緯等⑥

H
26
年
度

H26.5.30 「健康・医療戦略推進法」「独立行政法人日本医療研究開発機構法」成立

- 健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出に関し、基本理念、国等の責務、その推進を図るための基本的施策その他基本となる事項や計画等について定める「健康・医療戦略推進法」が成立した。
- 大学、研究開発法人その他の研究機関の能力を活用して行う医療分野の研究開発及びその環境の整備、研究機関における医療分野の研究開発及びその環境の整備の助成等の業務を行うことを目的とした日本医療研究開発機構の設置法「独立行政法人日本医療研究開発機構法」が成立した。

H26.7.22 「健康・医療戦略」「医療分野研究開発推進計画」閣議決定

- 医療分野の研究開発及び健康長寿社会の形成に資する新たな産業活動の創出・活性化に関し、政府が総合的かつ長期的に講ずべき施策を定めた「健康・医療戦略」が閣議決定された。
- 医療分野の研究開発に関する施策について、基本的な方針や政府が集中的かつ計画的に講ずべき施策等を定めた「医療分野研究開発推進計画」が閣議決定され、
①医薬品創出 ②医療機器開発 ③革新的な医療技術創出拠点 ④再生医療
⑤オーダーメイド・ゲノム医療 ⑥がん ⑦精神・神経疾患 ⑧新興・再興感染症 ⑨難病
の9分野について、AMEDが各省連携プロジェクトとして一元的に管理し、重点的に研究支援をしていくこととされた。
- それぞれ2014年度から2018年度までを対象期間とし、施策ごとに2020年頃までのK P I（達成すべき成果目標）を設定した。

H29.2.17 一部変更

2016年度が現行の戦略の中間年度であることから、基本的な構成を維持しつつ、これまでの取組状況や社会情勢の変化等を踏まえた中間的な見直しが行われた。

○健康・医療戦略における主な見直し

- ・臨床現場で見出した課題を基礎研究に戻す「循環型研究開発」や産官学連携を強化するなど、内容を見直すとともに、K P Iの期限(2020年3月まで)に合わせて、戦略の対象期間を1年間延長した。(2018年度⇒2019年度)

○医療分野研究開発推進計画における主な見直し

- ・9つの「各省連携プロジェクト」を、5つの「横断型」と4つの「疾患領域対応型」に再整理した。
- ・AMEDが今後さらに注力すべき役割を明確化した。
- ・K P Iの期限や計画の対象期間について、「健康・医療戦略」と同様の改正を行った。

国立高度専門医療研究センターのこれまでの経緯等⑦

H27.1.9 「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告」（抄） （総務省政策評価・独立行政法人評価委員会）

第1 組織の在り方の検討

厚生労働省は、国立高度専門医療研究センターが平成27年4月に研究開発成果の最大化を目的とする国立研究開発法人に分類されることを踏まえ、分野横断的な疾患や未知の疾患などその時々の方策課題により柔軟に対応できるよう、重複する研究分野の再編成及び連携や役割分担の整理、病院運営の効率化等も念頭に置きつつ、国立高度専門医療研究センターとして存続させるべきか否か、各法人を統合させるべきか否か等、国立高度専門医療研究センター全体としての組織の在り方に関して、次期中長期目標期間の可能な限り早期に検討を行い、結論を得るものとする。

そのため、第1期中期目標期間の業務実績評価を実施した後、速やかに必要な準備行為に着手するものとする。検討に際しては、以下の観点及び今回の勧告の方向性における指摘事項に十分留意するものとし、検討結果については公表するとともに、総務省に設置予定の独立行政法人評価制度委員会に説明するものとする。

- ① 国立長寿医療研究センターについては急速な高齢化の進展に伴う医療の政策的課題に留意しつつ、
 - i) 各疾患において高齢者の割合が増加しており、他の国立高度専門医療研究センターと重複する疾患が多いこと、
 - ii) 医師主導治験の実績がないこと、
 - iii) 専門修練医の育成を行っていないこと、
 - iv) 患者構成はほぼ近隣地域に限られていること等に鑑み、国立高度専門医療研究センターとしての機能の発揮状況
- ② 国立国際医療研究センターに国立研究開発法人として担当させるべき疾患の再整理
- ③ 国立高度専門医療研究センター間で重複する疾患の役割の再整理
 - ア 国立がん研究センターと国立成育医療研究センターの間における小児がん
 - イ 国立循環器病研究センターと国立長寿医療研究センターの間における高齢者の心臓病
 - ウ 国立精神・神経医療研究センターと国立長寿医療研究センターの間における認知症
 - エ 国立精神・神経医療研究センターと国立国際医療研究センターの間における精神・神経疾患
- ④ 厚生労働省所管機関の役割の再整理
 - ア 国の医療政策における国立高度専門医療研究センターと独立行政法人国立病院機構(以下「国立病院機構」という。)
 - イ 感染症・エイズ・肝炎における国立国際医療研究センターと国立感染症研究所

H27.4 「国立研究開発法人日本医療研究開発機構」設立

- 各省の医療分野の研究開発関連事業を集約し、基礎段階から実用化まで切れ目のない支援を実現するため、国立研究開発法人日本医療研究開発機構が設立された。

国立高度専門医療研究センターのこれまでの経緯等⑧

H
29
年
度

H30.3月～12月 「国立高度専門医療研究センターの今後の在り方検討会」

- NCは国民の健康に重大な影響のある特定の疾患（がん、循環器疾患、感染症、認知症、生活習慣病、精神・神経疾患等）の分野ごとの医療提供に中心的な役割を果たすとともに、病院を併せ持つ強みを最大限に生かした研究開発に取り組んでおり、これらの取組は今後も継続すべき。
- 一方、人口・疾病構造が急激に変化し、患者像が多様化・複雑化する昨今の情勢に対応するため、疾患横断的に取り組めるよう更なる連携と機能強化が必要なことから、当面は横断的な研究推進組織を6NCの内部組織として設置すべきであり、2020年度からの速やかな実現を目指す。
- また、世界と比べ、我が国の研究開発費や論文数の相対的な伸び悩みが顕在化しており、我が国全体における臨床研究力の更なる向上に向けた取組や臨床研究の実施体制のあり方についても引き続き検討を深めていく。
- 将来的な組織のあり方は、我が国全体における臨床研究の実施体制の在り方等を検討しつつ、横断的な研究推進組織の状況や効果、課題の検証を行いながら、検討会で検討された組織類型の案も踏まえて可能な限り早期に結論を出す。